

令和5年度山鹿市特別保育事業等補助金交付要領を次のように定める。

令和6年2月26日

令和5年度山鹿市特別保育事業等補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設であって市内に設置されているもの及び同条第5項に規定する地域型保育事業であって市内で行われているものに対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の対象

この要領による補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 延長保育事業の実施について（平成27年7月17日付け雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく延長保育事業（一般型の保育標準時間認定に係るものに限る。）
- (2) 一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく一時預かり事業（一般型及び幼稚園型Ⅰに限る。）
- (3) 病児保育事業の実施について（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく病児保育事業（病後児対応型に限る。）
- (4) 認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく保育環境改善等事業のうち障害児受入促進事業及び安全対策事業
- (5) 山鹿市障害児保育事業実施要綱（平成17年山鹿市告示第239号）第2条第1号に規定する児童を保育する事業（以下「障害児保育事業」という。）並びに同条第2号及び第3号に規定する児童を保育する事業（以下「軽度障害児保育事業」という。）
- (6) 保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく保育体制強化事業及び保育補助者雇上強化事業
- (7) 多様な保育促進事業の実施について（平成29年4月17日付け雇児発0417第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく医療的ケア児保育支援事業

第3 補助金の額等

補助対象事業ごとの補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

第4 協議

この要領により補助金の交付を受けようとする補助対象事業の実施者は、別に定める

様式により、あらかじめ市長に協議しなければならない。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費
延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知）の別表子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める交付金の基準額と同一とする。	延長保育事業の実施に必要な経費
一時預かり事業		一時預かり事業の実施に必要な経費
病児保育事業		病児保育事業の実施に必要な経費
障害児受入促進事業	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日付けこ成事第520号こども家庭庁長官通知）の別表保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める補助金の基準額と同一とする。	障害児受入促進事業の実施に必要な経費
安全対策事業		安全対策事業の実施に必要な経費
障害児保育事業	次により算定した額 月額 125,750 円×各月初日現在の障害児数×入所月数	障害児保育事業の実施に必要な経費
軽度障害児保育事業	次により算定した額 月額 37,000 円×各月初日現在の障害児数×入所月数	軽度障害児保育事業の実施に必要な経費
保育体制強化事業	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日付けこ成事第520号こども家庭庁長官通知）の別表保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める補助金の基準額と同一とする。	保育体制強化事業の実施に必要な経費
保育補助者雇上強化事業		保育補助者雇上強化事業の実施に必要な経費
医療的ケア児保育支援事業		医療的ケア児保育支援事業の実施に必要な経費

備考 この表に定める補助基準額について当該年度の途中に改定が行われたときは、当該改定後の基準額を優先して適用する。